

# 年金だより

第28号

令和2年  
12月発行



## もくじ

P2-5 「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

P6 令和2年10月に退職年金が改定されました

P7-8 年金相談コーナー

P9-10 こんなときには届出を

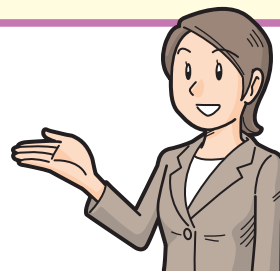
P11 年金相談窓口一覧

P12 ねんきんカレンダー

# 「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

## 「令和2年分 公的年金等の源泉徴収票」を令和3年1月下旬にお送りします

令和2年(令和2年1月～12月)中に老齢厚生年金や退職共済年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられたみなさまに、令和2年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『令和2年分 公的年金等の源泉徴収票』をお送りします。



『公的年金等の源泉徴収票』は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

令和2年分の確定申告は、令和3年2月16日(火)から3月15日(月)までの間に行うこととされています。詳しくは、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

●源泉徴収票に関するQ&Aは、4・5ページをご覧ください。

## 源泉徴収票について

### ●源泉徴収票の送付スケジュール

令和3年1月下旬に、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合から順次送付します。

源泉徴収票がお手元に届く時期が、郵便事情等によっては2月初旬となる場合があります。

なお、2月に入っても届かないときは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合<sup>\*</sup>へご連絡ください。

<sup>\*</sup>連絡先は、11ページ「年金相談窓口一覧」をご参照ください。

### ●源泉徴収票の送付対象者

令和2年中に老齢厚生年金や退職共済年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受けとられた方に源泉徴収票が送付されます。

障害・遺族を支給事由とする年金については、非課税となりますので、源泉徴収票は送付されません。

<sup>\*</sup>老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上の雑所得として扱われ、所得税がかかります。

令和2年に受けとった年金額が65歳未満で108万円以上の方や65歳以上で158万円以上の方が、所得税の源泉徴収の対象となります。

### ●源泉徴収票の再交付

源泉徴収票の再交付は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合にて承っています。連絡先は、11ページをご参照ください。

**大切な書類ですので紛失しないよう、ご注意ください。**

● 令和2年分 公的年金等の源泉徴収票<見本> ●

見本

支 受 払 を 者		住所又は 居 所		102-0084 東京都 千代田区 XXX XXX		
氏 名		フリガナ	ネンキン タロウ		年金証書記号番号	86XX0000000001
		年 金 太 郎		生年月日	明 大 昭 平 年 月 日 * 26 6 27	
区 分			支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分					円	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分					円	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分			1713199		13944	
所得税法第203条の3第7号適用分						
本 人		源泉控除対象配偶者の有無		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数
特 別 障 害 者	そ の 他 の 障 害 者	特 別 養 老 給 付 受 給 者	一 般	老 人	特 定	老 人
			*		人	人
						障 害 者 の 数
						特 別
						内 人
						そ の 他
						人
						非 居 住 者 有 限 公 司 等 の 親 族 の 数
						人
						社 会 保 険 料 の 金 額
						千 円
						円
源泉控除対象配偶者			控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族
(フリガナ)		区 分	1	(フリガナ)	区 分	1
氏 名	年 金 花 子			氏 名		
(摘要)		区 分	2	(フリガナ)	区 分	2
				氏 名		
支 払 者	法 人 番 号	4010005002573				
	所 在 地	東京都千代田区 二番町2番地				
	名 称	全 国 市 町 村 職 員 共 済 組 合 連 合 会	電 話 番 号	03-5210-4618		

※1

※2

老齢または退職を支給事由とする年金を共済組合から複数受給している方は、それぞれの年金を合算した源泉徴収票が1枚発行されます。



※1 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。  
令和2年分の扶養親族等申告書を提出された方は、第1～3号に該当し、提出されていない方は、第4～6号に該当となっています。

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	64歳までの特例による退職共済年金を受けている方 昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受けている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方 繰上げ支給の退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	老齢厚生年金を受けている方 退職共済年金(経過職域加算額)を受けている方 退職年金(退職等年金給付)を受けている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記以外の方

※2 提出された令和2年分の扶養親族等申告書に基づき「\*」印または人数を記載しています。  
令和2年分の扶養親族等申告書の提出が必要ない方については、空欄としています。  
氏名欄の漢字については常用漢字に置き換わっていますのでご了承ください。  
(例:「高」→「髙」、「崎」→「崎」)



## 確定申告について

### ● 所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

令和2年中の所得税を納めすぎている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

以下はその代表的な例です。

- 国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料等の社会保険料の支払いがあった方
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払いがあった方
- 災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財等に損害を受けた方
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- 一定額以上の医療費の支払いがあった方
- 「控除対象となる配偶者または扶養親族がいる」または「本人が障害者または寡婦等に該当する」にもかかわらず、その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- 扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- 65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方
- 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方

### ● 所得税の確定申告を省略できる方

令和2年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする義務が免除されるという「確定申告不要制度」が設けられています。

※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。なお、所得税の確定申告を省略した場合であっても、お住まいの市区町村へ住民税の申告が必要となる場合があります。

- 所得税および所得税の確定申告に関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。
- 住民税に関して、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

## 源泉徴収票 Q&A



### Q1 社会保険料の金額とは何ですか？

**A1** 各支給期に年金から控除(特別徴収)された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の合計額です(納付書等により支払っている方は記載されません)。社会保険料額の内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療)担当課へお問い合わせください。

### Q2 特別徴収された個人住民税額はどこかに表示されているのですか？

**A2** 源泉徴収票は所得税法上の書類であるため、個人住民税額は表示されませんので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

### Q3 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、表示されないのですか?

**A3** 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、表示されません。  
ただし、確定申告等の手続きをする際には、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。

なお、確定申告等の手続きに関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

[本人確認書類の例]

例1:マイナンバーカード

例2:通知カード + 運転免許証等の顔写真付き身分証明書等

※例2については、通知カードの記載事項に変更がない場合に限りです。

### Q4 源泉徴収票の氏名欄に誤字や脱字がある場合は、どうすればいいですか?

**A4** 各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。【11ページ参照】  
なお、控除対象者欄の氏名の漢字は常用漢字に置き換わっていますので、ご了承ください。(例:「高」→「高」、「崎」→「崎」)

### Q5 再任用で働いていて、勤務先に扶養親族等申告書を提出しているのに、共済組合に扶養親族等申告書を提出していません。しかし、昨年受け取った源泉徴収票と比べて、支払金額はほとんど変わらないのに、源泉徴収税額だけが大きく減っています。これはなぜですか?

**A5** 扶養親族等申告書を提出していない方は、これまで10.21%の所得税率が適用されていましたが、提出していない方も提出した方と同様の所得税率を適用する税制改正がなされ、所得税率が5.105%に変更されたことによるものと考えられます。

### Q6 源泉徴収票の「区分」が、所得税法第203条の3第1号から第7号までに変更されていますが、何が変わったのですか?

**A6** これまで一律で「第4号」の該当となっていた、扶養親族等申告書を提出していない方(提出を要しない方を含む)がより詳細に区分され、受けている年金の種別(3ページ※1参照)に応じて第4号から第6号までになりました。

第1号から第6号までのいずれにも該当しない方は第7号に該当となっています。

### Q7 退職等年金給付(新3階部分)の源泉徴収票はどのように発行されますか?

**A7** 退職等年金給付の終身退職年金および有期退職年金(10年・20年選択)は、所得税法の「雑所得」として、他の年金と合算された源泉徴収票が作成されます。

ただし、有期退職年金を一時金として受け取られたときは、「退職所得」として源泉徴収票が別途作成され、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合から送付されます。当該退職所得に係る所得税は確定申告で還付を受けることができる場合もあります。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

平成27年10月以降に公務員としての在職期間がある方へ

# 令和2年10月に退職年金が改定されました

退職等年金給付は、平成27年10月以降の共済組合員を対象とした年金制度です。令和2年10月に、退職等年金給付の退職年金の年金額が改定されました。

今回の改定では、この制度での利子率にあたる基準利率が引き下げとなりました。

## ■ 基準利率

令和2年9月まで 年利0.06% → **令和2年10月から 年利 0.00%**

基準利率が引き下げとなったため、終身退職年金と有期退職年金では、以下の計算式の分母である年金現価率（終身年金現価率と有期年金現価率）が上昇しています。

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{終身退職年金算定基礎額}}{\text{受給権者の年齢に応じた終身年金現価率}}$$

$$\text{有期退職年金額} = \frac{\text{有期退職年金算定基礎額}}{\text{支給残月数に応じた有期年金現価率}}$$

年金算定基礎額(分子)に対して年金現価率(分母)が大きくなるため、令和2年10月からの退職年金額は原則として減額されます。

この影響で、退職年金では年齢や支給残月数に応じ年金額の改定が行われています。この改定について、年金額改定通知書が送付されていますのでご確認ください。なお、減額率が小さいため、今回の改定で年金額が変わらない場合もあります。

## ■ 終身年金現価率（主な年齢のみを掲載）

※変更後：令和2年10月～令和3年9月、変更前：令和元年10月～令和2年9月

年齢	変更後	変更前	年齢	変更後	変更前	年齢	変更後	変更前
60歳	27.345773	27.094485	70歳	18.853785	18.728766	80歳	11.000222	10.953171
65歳	23.033747	22.851867	75歳	14.775829	14.695827	85歳	7.736495	7.711247

## ■ 有期年金現価率（主な支給残月数のみを掲載）

※変更後：令和2年10月～令和3年9月、変更前：令和元年10月～令和2年9月

支給残月数	変更後	変更前	支給残月数	変更後	変更前	支給残月数	変更後	変更前
240月(20年)	20.000000	19.879521	180月(15年)	15.000000	14.931976	120月(10年)	10.000000	9.969571

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載していますので、是非、ご覧ください。

[地方公務員共済組合連合会](#)

[検索](#)

# 年金相談コーナー

ここでは、年金受給権者のみなさまからいただくお問い合わせやご質問についてQ&A形式でご紹介します。

**Q1** 今度、私は65歳を迎えます。65歳を迎え、配偶者がいると、老齢厚生年金に「加給年金額」が加算されると聞いたのですが、どのような制度となっているのでしょうか。

**A1** 加給年金額とは、被保険者期間が20年以上ある特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、65歳に到達した時点等で、その方によって生計を維持されていた下記の配偶者または子がいるときに加算されるものをいいます。

- ・ 65歳未満の配偶者
- ・ 18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子
- ・ 20歳未満で障害等級が1級または2級に該当する障害の状態にある未婚の子

## 「加給年金額」について

### ● 配偶者の加給年金額(令和2年度)

受給権者の生年月日	加給年金額
昭和9年4月1日以前	224,900円
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	258,100円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	291,300円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	324,500円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	357,600円
昭和18年4月2日以後	390,900円

### ● 子の加給年金額(令和2年度)

子の人数	加給年金額
2人目まで1人につき	224,900円
3人目から1人につき	75,000円



### ● 「加給年金額」が停止となる場合

加給年金額の対象となっている配偶者が、被保険者期間が20年以上の老齢厚生年金・退職共済年金、障害共済年金等(繰上げ受給の老齢基礎年金を除く。)を受けられることができる場合は、支給が停止されます。

### ● 「加給年金額」が失権となる場合

加給年金額の対象となっている配偶者または子が次の事由に該当したときは、加給年金額が失権となります。

- |  |  |
|--|--|
| (ア) 死亡したとき                               | (ク) 子(障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子を除く。)が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき                |
| (イ) 老齢厚生年金の受給権者によって生計を維持されている状態ではなくなったとき | (ケ) 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。)について、その事情がなくなったとき |
| (ウ) 配偶者と、離婚したとき                          | (コ) 障害等級の1級または2級に該当する状態にある子が、20歳に達したとき   |
| (エ) 配偶者が、65歳に達したとき                       |  |
| (オ) 子が、養子縁組によって受給権者の配偶者以外の方の養子になったとき     |  |
| (カ) 養子縁組による子が、離縁したとき                     |  |
| (キ) 子が、婚姻をしたとき                           |  |



Q2

私は現在「特別支給の老齢厚生年金」の受給権者です。公務員を退職後、民間会社で勤務していましたが、この度退職しようと考えています。民間会社を退職した後に、雇用保険法の失業給付(基本手当)を受けることができるのですが、年金の受給には影響ないでしょうか。

A2

老齢厚生年金(退職共済年金)の受給権者が、雇用保険法の失業給付(基本手当)を受給する場合は、失業給付が優先され、老齢厚生年金(退職共済年金では職域年金相当部分を除いた額)は支給停止されます(65歳に達するまでの繰上げ支給の老齢厚生年金も調整の対象となります)。

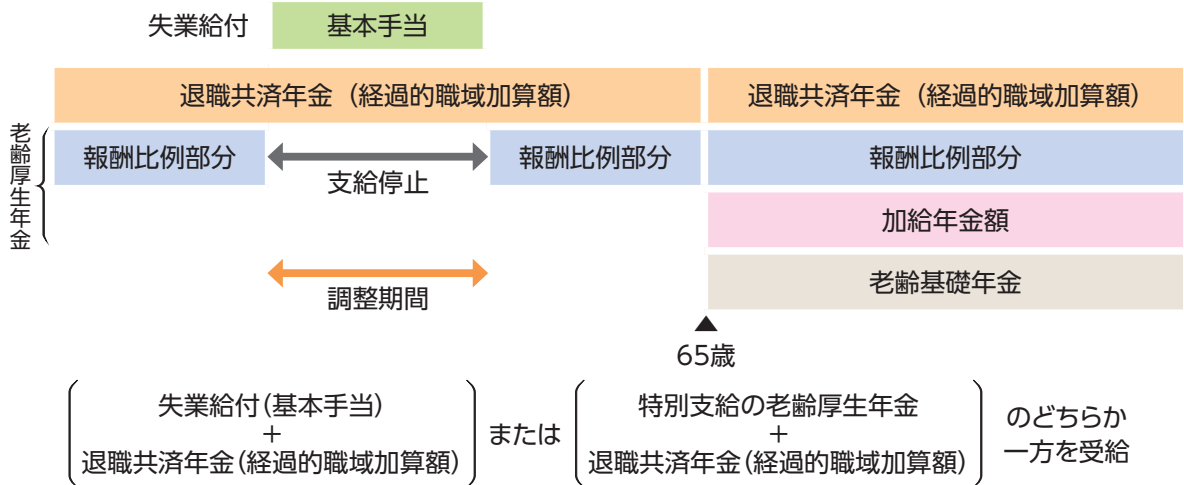
なお、65歳から支給される年金(本来支給の老齢厚生年金、退職共済年金(経過的職域加算額)、退職等年金給付)については調整の対象となりません。

失業給付の見込額が老齢厚生年金等の額より少ない場合は、求職の申込みをする際に十分検討することが必要です。調整方法については、**調整方法** をご参照ください。

※公務員は、雇用保険法の適用を受けていませんが、民間会社等に再就職し、雇用保険に加入した場合は、一定期間勤めた後に退職すると、失業給付を受ける資格を得ることができます。

イメージ図

(例: 「特別支給の老齢厚生年金」および「退職共済年金(経過的職域加算額)」の受給権者の場合)



(注) 上図について、特例による退職共済年金の受給権者である場合は次のとおり読み替えてください。

- 老齢厚生年金 → 退職共済年金
- 退職共済年金(経過的職域加算額) → 職域年金相当部分
- 報酬比例部分 → 厚生年金相当部分

調整方法

年金の支給が停止される期間は、ハローワークに求職の申込みを行った日の属する月の翌月からその申込みによる失業給付の基本手当の受給期間が経過した日(または、所定給付日数の支給を受け終わった日)の属する月までの間となっています。

停止期間終了後は、次の計算式により支給停止解除月数を計算し、解除月数が1月以上となった場合は、それに相当する月数分の支給停止が解除され、直近の年金停止月から順次遡って支給(事後精算)されます。

$$\text{支給停止解除月数} = \text{年金の停止月数} - \frac{\text{基本手当の支給対象となった日数}}{30} \quad (\text{端数は、1月に切上げ})$$



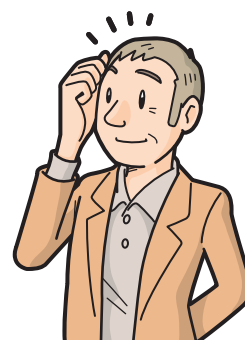
# こんなときには届出を

次ページの「届出一覧表」1～6の事由に該当した場合は、届出の提出が必要となりますので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。



**次の場合、届出が遅れると年金の過払いとなることがあり、過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなりますのでご注意ください。**

- ◆ 公務員として再就職したとき
- ◆ 国会議員・地方公共団体の議会の議員に就任したとき
- ◆ 議員報酬月額の変動や期末手当の支給があったとき
- ◆ 失業給付を受けようとするとき
- ◆ 加給年金額対象者に異動があったとき
- ◆ 遺族給付の受給権者に異動があったとき
- ◆ 年金受給権者が1月以上所在不明であるとき



## ワンストップサービスについて

平成27年10月からの被用者年金制度一元化に伴い「ワンストップサービス」が導入され、一元化後に受給権が発生した厚生年金については、受給権者が望む一つの窓口ですべての期間に係る手続きを行うことができるようになりました。

届出をする際に、次ページの「届出一覧表」でワンストップサービスに該当するかをご確認ください。

## もし受給権者が亡くなったら

老齢厚生（退職共済）年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間を合わせて25年以上の方に限ります。）やその受給資格を有する方、または障害等級1級もしくは2級の障害厚生（障害共済）年金<sup>\*1</sup>の受給権者が亡くなった時点で、生計を共にし、かつ、恒常的な年間の収入が将来にわたって850万円（所得で655.5万円）未満である方（配偶者・子・父母・孫・祖父母）<sup>\*2</sup>がいる場合は、遺族厚生年金の受給権が発生します。

また、上記以外の年金の受給権者が亡くなった場合は、年金の受給権が消滅するため、年金の過払いや未払い分の給付が発生する可能性があります。

このような場合は、電話等にて各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。

なお、遺族厚生年金は、他の公的年金を受けている場合や年齢等の条件により、一部または全部が支給停止になることがあります。

<sup>\*1</sup> 3級の障害厚生（障害共済）年金を受けていた場合であっても、亡くなった原因が障害厚生（障害共済）年金を受けることとなった傷病のときは、遺族厚生（遺族共済）年金の受給権が発生する場合があります。

<sup>\*2</sup> 遺族の順位は、①配偶者と子、②父母、③孫、④祖父母となります。ただし、夫、父母および祖父母については、55歳以上の方、子や孫については、18歳を迎えてから最初の3月31日を迎えるまでの間にある未婚の方、または20歳未満で障害等級1級もしくは2級の障害状態にある未婚の方に限ります。  
先順位に該当する方がいる場合、次順位に該当する方は受給権がありません。



# 年金相談窓口一覽

(令和2年10月1日現在)

指定都市職員共済組合	電話番号
札幌市職員共済組合	011-211-2432
川崎市職員共済組合	044-200-2143
横浜市職員共済組合	045-671-3370
名古屋市職員共済組合	052-962-1485
京都市職員共済組合	075-222-3240
大阪市職員共済組合	06-6208-7547
神戸市職員共済組合	078-322-5104
広島市職員共済組合	082-504-2061
北九州市職員共済組合	093-582-2224
福岡市職員共済組合	092-711-4145
市町村職員共済組合	電話番号
北海道市町村職員共済組合	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	018-862-6754
山形県市町村職員共済組合	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	028-615-7817
群馬県市町村職員共済組合	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	042-528-2183
神奈川県市町村職員共済組合	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	059-253-2706

市町村職員共済組合	電話番号
滋賀県市町村職員共済組合	077-525-5784
京都市市町村職員共済組合	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	087-851-6680
愛媛県市町村職員共済組合	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	088-823-3212
福岡県市町村職員共済組合	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	098-867-0785
都市職員共済組合	電話番号
北海道都市職員共済組合 <sup>※1</sup>	011-512-1770
仙台市職員共済組合	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合 <sup>※2</sup>	052-228-0493
連 合 会	電話番号
全国市町村職員共済組合連合会	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方



# ねんきんカレンダー

令和2年12月  
(2020年)

令和3年12月  
(2021年)

までの  
予定です。

時 期	定期支給関係	そ の 他	
令和2年 (2020年)	12月中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1	
	12月15日(火)	年金支給日(10月・11月分)※2	
令和3年 (2021年)	1月下旬		令和2年分「源泉徴収票(はがき形式)」をお送りします。
	2月15日(月)	年金支給日(12月・1月分)※2	令和2年分確定申告開始 (2月16日～3月15日)
	4月15日(木)	年金支給日(2月・3月分)※2	
	6月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月15日(火)	年金支給日(4月・5月分)※2	
	8月13日(金)	年金支給日(6月・7月分)※2	
	10月15日(金)	年金支給日(8月・9月分)※2	令和4年分「扶養親族等申告書」をお送りします (10月～11月頃)。
	12月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月15日(水)	年金支給日(10月・11月分)※2	

※1 **【年金支払通知書】**は、支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支払額等に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**を送付します。

ただし、2月の**【年金支払通知書】**は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、送付しません。

**また、支払額のみに変更があった場合は、【年金支払通知書】が送付されない場合があります。ご了承ください。**

※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。



**ご注意ください**

**【年金支払通知書】**の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回ですので、年金の支払いがある方については、**【年金支払通知書】**が送付されない場合でも、年金は振り込まれます。

## ！ 共済組合に関係していることをほのめかす電話にご注意ください

- 最近、年金受給者の方に対し、健康食品や開運商品の販売業者から、共済組合に関係していることをほのめかして、商品を送る旨の連絡があったり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きています。指定都市・市町村・都市職員共済組合および本連合会はこのような業者とは一切関係がありませんので、ご注意ください。
- マイナンバー制度に便乗して、不正な勧誘や個人情報聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。共済組合では、マイナンバー制度に関連して、マイナンバーや個人情報を電話でお聞きするようなことはありません。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしています。



全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

**年金だより**

第28号 令和2年12月 発行：全国市町村職員共済組合連合会  
〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス <https://ssl.shichousonren.or.jp/>